**東京高裁平成３年７月30日判決及び原判決の重要部分**2018.10.1熊本一規

東京高裁平成３年７月30日判決及び原判決(地裁判決)の重要部分を、以下に紹介します。

両判決とも、千葉市が中央卸売市場の移転の際に千葉青果に対して支払った損失補償が適法であると判示しています。

〇高裁判決①(理由第五三３)

市場の移転に伴い市長の使用指定の対象施設が旧市場から新市場の市場施設に変更されたとしても、形式上は、旧市場の市場施設の使用許可の取消がなされたものとみる余地はない。

ｺﾒﾝﾄ：都の使用指定の対象施設が築地市場から豊洲市場に変更されたとしても、築地市場の使用許可の取消しがなされたものとみることはできない、ということ。

**〇高裁**判決②(理由第五三３)

公益上の必要に基づく市場の移転に伴い卸売業者が使用する市場施設の指定が変更された結果、旧市場において卸売業者が設置し又は取得した設備、備品等に生じたいわゆる付随損失については、憲法二九条の趣旨と公平の原則に照らし、前記国有財産法一九条、二四条により行政財産の目的外使用の許可が取り消された場合に認められる損失補償と同様の補償を求めることができるものと解するのが相当である。

ｺﾒﾝﾄ：豊洲市場への移転に伴い築地市場の設備・備品等に生じた損失について損失補償が必要ということ。

〇高裁判決③(理由第五三４)

卸売業者による設備、備品等の設置又は取得について、これを専ら卸売業者の個人的都合のみによる例外的なもの（控訴人の言及する公営住宅の入居者による模様替え又は増築はこれに近い。）とみて、卸売業者に責任のない使用関係の終了の際にも損失補償を求める権利がないとする考え方は採り得ないものというべきである。

ｺﾒﾝﾄ：築地市場の使用関係の終了の際、仲卸業者等の設置・取得した設備・備品について損失補償が必要ということ。

〇地裁判決①(理由五２)

国有財産法一九条、二四条の各規定によれば、国有の行政財産について使用許可を得た者は、その許可が所定の事由により取り消された場合、これによる損失の補償を求めることができる。このことに照らせば、被告市の行政財産の利用関係についても、右の規定を類推して適用するのが相当であり、旧市場施設の使用許可を得ていた千葉青果は、被告市に対して損失の補償を請求することができるものということができる。

ｺﾒﾝﾄ：築地市場の仲卸業者等は、許可取り消しに関し、都に対して損失補償を請求することができるということ。

〇地裁判決②(理由五５(五)(3))

原告らは、そうとはいえ千葉青果において任意売却すれば足りるというが、被告市の施策としての新市場移転によって使用不可能な事態が生じたのであるから、被告市において廃棄損を評価して、その損失を補償し、被告市に所有権を移転したうえで、売却使用可能なものは被告市において処分するのが、行政手法としても妥当な方法として是認できるところであると考える。

ｺﾒﾝﾄ：豊洲移転によって使えなくなった備品等は、都が損失補償を支払って所有権を取得したうえで売却・処分を行なうのが行政手法として妥当な方法ということ。

結論1:築地市場の残置物について損失補償が必要である(高裁判決②,③、地裁判決②)

結論2:築地市場の使用許可取消しには損失補償が必要である(高裁判決①,地裁判決①)